

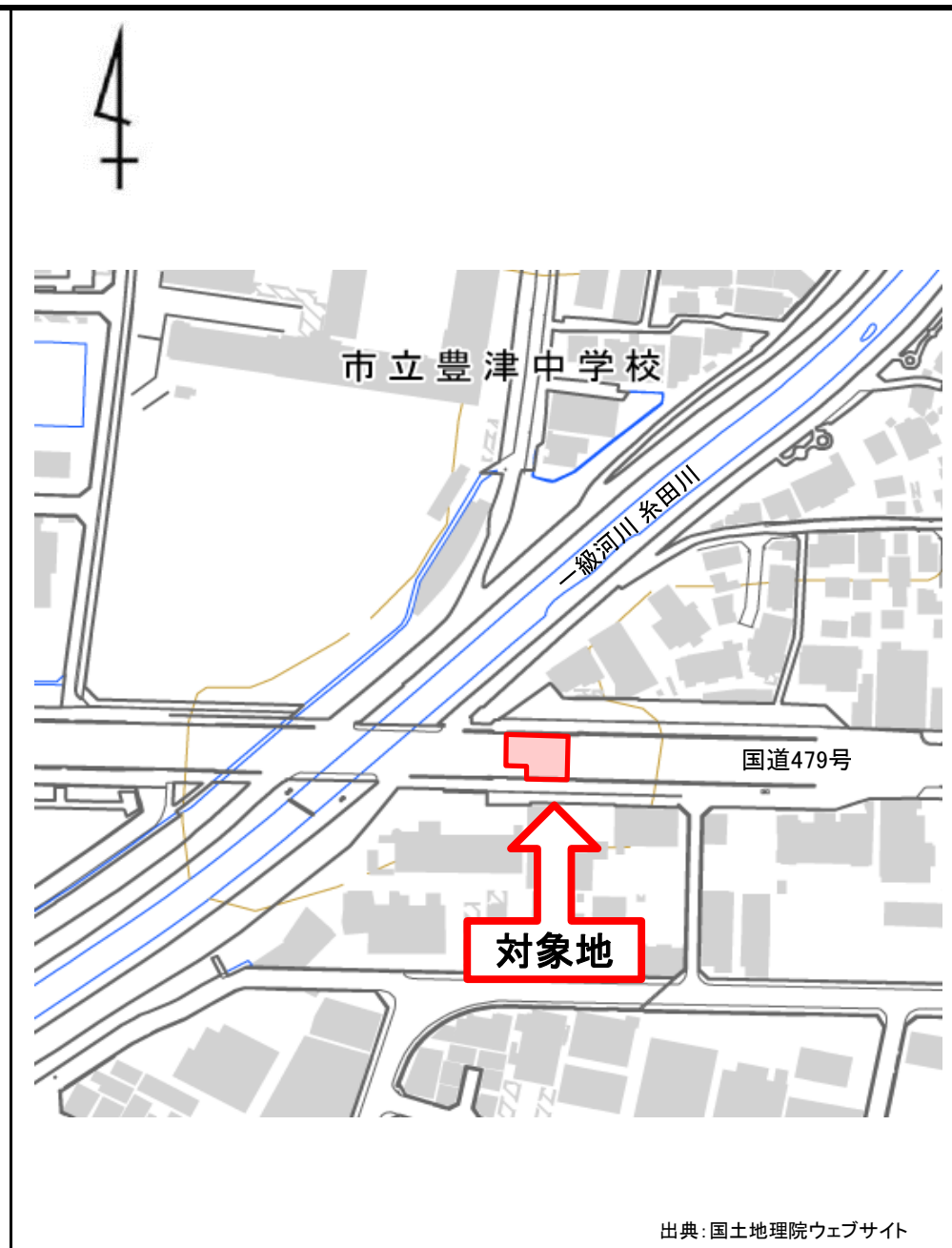
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	吹田市金田町30番外 (国道479号新糸田川橋高架下)	交通 機関	地下鉄御堂筋線・ 北大阪急行 江坂駅 東約500m	最 低 占用料 (年額)	289,590円/年	占用期間	5年	
3									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積 244.03 m ²				1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。				
接面道路 の状況	南側: 国道479号側道・幅員約4.0m・舗装有・高低差無〔出入口〕 北側: 国道479号側道・幅員約4.0m・舗装有・高低差無				2 占用期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。				
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内			3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置して下さい。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)				
		用途地域	近隣商業地域						
		地域地区	準防火地域・31m第四種高度地区						
		建ぺい率	80%	容積率					
その他 の 法令等	・道路法(一般国道479号区域内) ・消防法				4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 管路保全室 電話 06-6384-2068				
その他条件	・火気厳禁				5 対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中から供給してください。工事については大阪府茨木土木事務所及び供給処理施設機関と協議してください。また、大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)				
供給処理 施設の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1371					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081					
有		無							
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141(代)						
	無	無							
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部 管路保全室 管理担当 06-6384-2068						
	有	無							
					6 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。				

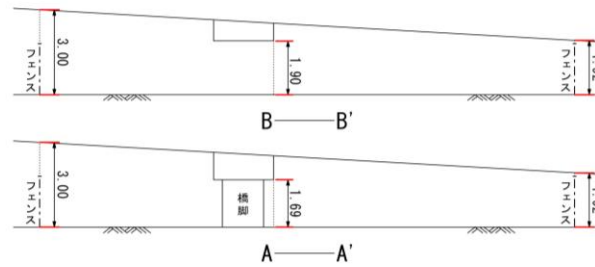
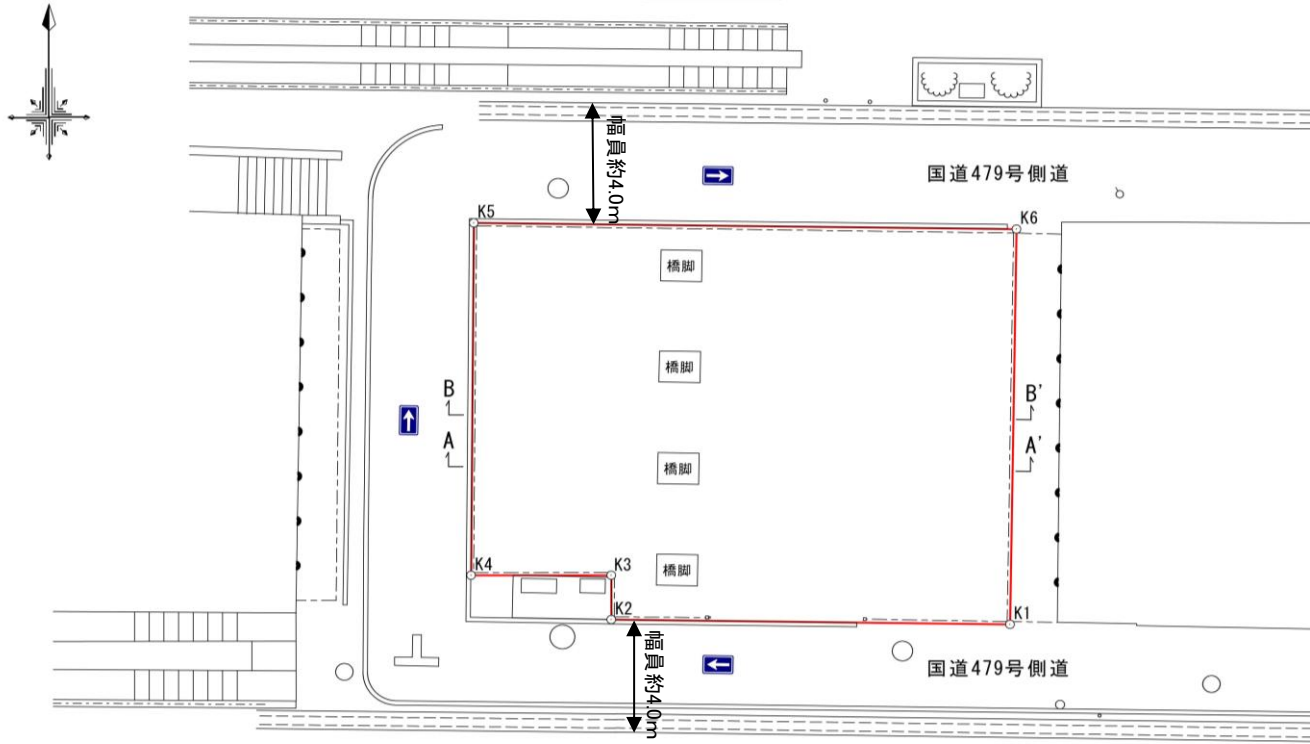
特記事項

- 7 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 維持保全課 電話 072-627-1121(代)
- 8 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占用期間は最長で令和4年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和4年4月1日からの予定となります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により占用開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 9 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占用が起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第3号)

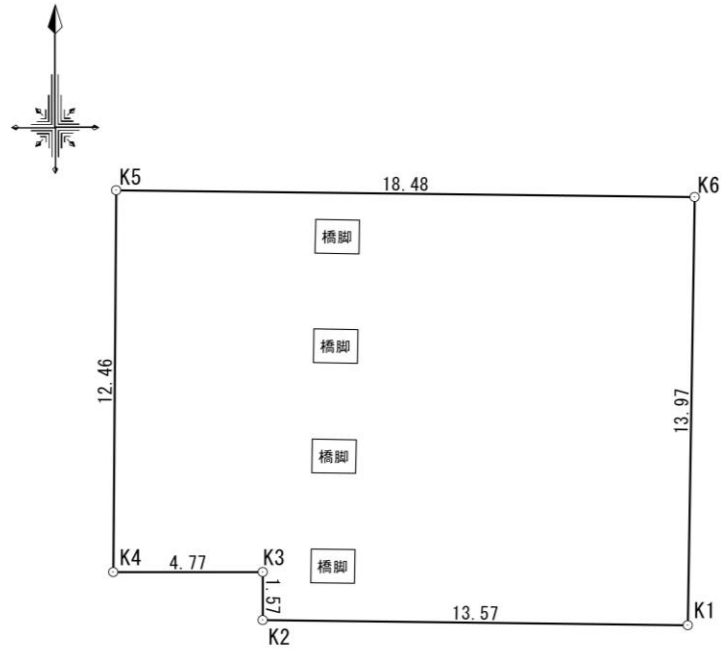


(2) 平面図 (物件番号: 第3号)



図面名	平面図
作成年月日	令和3年5月14日
事業者名	大阪府

(3) 丈量図 (物件番号: 第3号)



測点名	X座標	Y座標	①: X(n+1)-X(n-1)	① × Y
K1	104.326	106.028	-14.469	-1534.119132
K2	103.827	92.458	1.071	99.022518
K3	105.397	92.380	1.331	122.957780
K4	105.158	87.614	12.219	1070.555466
K5	117.616	87.093	13.138	1144.227834
K6	118.296	105.570	-13.290	-1403.025300
倍面積				500.380834
面積				250.1904170
控除	橋脚 1.4 × 1.1 × 4箇所			-6.16
	面積 (控除後)			244.03m ²

図面名	丈量図
作成年月日	令和3年5月14日
事業者名	大阪府